

事務連絡
令和4年6月3日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

流産・死産等を経験された方のピア・サポート活動等への支援について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

流産・死産等を経験された方に対しては、関係者による情報共有や、精神的負担軽減のための配慮等が重要であり、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」（令和3年5月31日子母発 0531 第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）において、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うための体制整備を依頼しているところです。また、「不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について」（令和4年4月8日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）においても、流産や死産を経験された方を含めた不妊症・不育症患者等に対する情報提供等の推進について依頼しているところです。

令和3年母子保健課長通知において、活用可能な事業の一つとして紹介している「不妊症・不育症ネットワーク支援事業」については、令和4年度より性と健康の相談センター事業の加算「不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備」に組み替えをしております。

流産・死産等を経験された方には心理社会的支援や当事者団体等によるピア・サポートが重要であり、同補助事業の対象には、流産・死産等を経験した方への支援も含まれるものであり、流産・死産等を経験された方の心理状況等に応じ、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能であります。

各自治体におかれましては、この旨御了知いただくとともに、流産や死産の当事者団体に対する活動支援を含め、地域のニーズ等を踏まえた適切な支援を講じられるよう改めてお願い致します。

照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

担当：久保、印出井

連絡先：03-5253-1111（内線4977）

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

R 4 予算額：性と健康の相談センター事業 9.2億円の内数

【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域おける不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

- (1) 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催
- (2) 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- (3) 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- (4) 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価 : 月額 866,600円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : -
- ※令和3年度予算における新規事業